

第8回大津地方裁判所委員会議事録

1 日時

平成18年8月21日（月）午後2時30分～午後4時30分

2 場所

大津地方裁判所小会議室

3 出席者

（委員）五十音順・敬称略

大谷禎男，小野寺亮也，片浦正和，加納幹夫，桐山郁雄，潰田實穂，長井秀典，
久松浩子，掘田知子，山本真千子

（事務担当者）

東薫，谷川佳史，竹口智之，村田政邦

4 議事

(1) 委員の異動等の報告

総務課長から，1号委員である野村委員が4月期の異動により辞任され，後任として4月25日付けで久松浩子委員が任命された旨，報告があった。

(2) 新任委員の自己紹介

(3) 意見交換

テーマ「裁判員制度について・法教育という観点も含めて」
発言要旨は別紙のとおり

(4) 次回テーマについて

今回に引き続き「裁判員制度について」

(5) 次回の開催日程

仮日程を平成19年2月19日（月）午後2時と決定した。

(別紙)

発言要旨 (テーマ「裁判員制度について・法教育という観点も含めて」)

(■委員長, ○委員, ▲事務担当者)

- 本日は、御希望のあった方については委員会開催前に実際の刑事裁判を傍聴していただきました。その感想や質問をいただく前に、現在の刑事裁判の流れと裁判員制度についての説明を行います。

(長井委員から刑事裁判の流れと裁判員制度について説明)

- 今の説明や傍聴していただいた裁判の感想も含めて、御質問等がありましたら、お伺いします。
- 裁判では審理時間の延長はできるのでしょうか。
- 通常は、次の事件が入っていますので時間の延長は難しいです。裁判員裁判になったときには、おそらく次に事件を入れることはないと思われるので、延長することは可能だと思います。ただ、裁判員の負担が大きくなるので、そういった点については、これから検討していくことになるでしょう。
- 裁判員制度と類似の参審制が採られているフランスでは、時間にルーズということではありませんが、裁判は延びるのが当たり前だという認識があるようです。審理は、午前7時30分から始まり、午後7時から8時まで行われます。裁判長は、事前に参審員に裁判は延びるものだから夜の予定は入れないでくださいとお願いします。みんな長くなるつもりでいるのでそれでいいのかもしれませんが、長すぎると疲れるという意味では問題があると思います。
- 公判前整理手続で争点整理をして、きちっと予定を組んでいただければ延長という問題も余り起こらないので、裁判員にも負担が大きくなることはないと思います。
- 公判前整理手続をすれば、予想外のことがない限り予定どおりに進みますが、フランスの参審制裁判では、予想外のことが起きるようです。例えば、病気や電車が遅れたとかで証人や被告人が来ないとか。日本では、そのようなことは少ないかもしれませんが、予定どおり行かないこともあると思います。
- 今日の裁判を傍聴しながら、もし裁判員として参加した場合、どのような評議をすればよいか考えていました。被告人の受け答えの態度、被害者との対応、あるいは再犯の可能性や執行猶予が付いた場合の受入態勢の状況などを検討しながら議論すればよいかないと考えていました。
- 今日の裁判の証人の言葉を聞いても、本心が分からないのでそれをどのように判断したらよいか非常に難しいことが分かりました。
- 量刑というのは非常に難しいので、裁判所が、過去のデータベースを新しく整備し、議論のたたき台とすることが検討されています。これに対して、そのようなデータベースがあると、それに引きずられて結論を出してしまうおそれがあるのでよくないという意見があります。
- 過去に当裁判所で模擬裁判を同じ設定で2回行いました。その結果、1回目は裁判員

の方は全員実刑，2回目は意見が分かれて1票差で執行猶予という結論になりました。それを見ても，量刑というのは非常に難しいなと思います。

- この7月に広報用ではなく，丸3日かけて本格的な模擬裁判を行いました。この地裁委員の中に，裁判員として参加していただいた方がおられますが，いかがでしたか。
- 模擬裁判に初めて参加しましたが，公判前整理手続が功を奏したようで，とまどうこともなくスムーズに進みました。ただ，午前9時30分から午後5時15分まで長時間にわたったので，緊張が続き，非常に疲れました
- 中にはよく分からなかったという方もおられ，やはり個人的な差はありますが，量刑については，それほどばらつきはありませんでした。
- 平成21年春からの裁判員制度に向けて，裁判員制度とはどういうものなのかということから始まり，様々な広報活動を弁護士会，検察庁，裁判所とお互いに協力し合いながら実施し，一定の成果をあげることができました。これからは，裁判員制度がスムーズに導入されるように環境整備を具体的に考えていかなければいけない段階になってきました。これまでの広報活動についてはお配りした資料のとおりですが，弁護士会や検察庁の取組状況はいかがでしょう。
- 日弁連全体としても，刑事弁護につき，より分かりやすく説明し，皆さんを説得できる能力が身に付けられるような研修を行っていますが，広報活動に対する取組みは十分ではないので，できる限り積極的な活動をしていきたいと思っています。
- 検察庁は組織を挙げて広報活動に取り組んでいます。事務官を中心に各種チラシを配ったり，各企業に説明に行ったり，教職員に対する研修会で検察官が説明したりしています。また中学生の移動教室での模擬裁判や法廷傍聴などの企画がありますが，今年は例年と比べて件数が増えたということで，手応えを感じています。
- 今日初めて裁判の傍聴をしましたが，誰もが傍聴できるということをもっとアピールして，多くの人に裁判所に来てもらって，実際に裁判を見聞してもらう方法を考えてはどうでしょうか。
- 裁判傍聴については，これまでも行っているところですが，今後は，中学生や先生を対象に，法曹三者が広く教育界と連携し，法教育のレベルを上げていく方針です。既に，法務省からは法教育のためのパンフレットなども出され，教育界に配布されています。
- 生涯学習センターにおいても，公民館活動として法教育にどう取り組んでいけばいいのか，今後考えて行きたいと思っています。
- 環境整備をどのようにしていったらいいのかという観点などから，今年2月に最高裁判所において裁判員制度についてのアンケートが実施され，その結果が公表されました。最高裁判所のホームページにも掲載されていますが，その概要を事務局から御報告いたします。
- ▲ （アンケート結果の概要を説明）
- アンケート結果では，平成21年から裁判員制度が始まることについての国民の理解

は進んでいるものの、裁判員になっていただくについての不安に対する手当が現時点では具体化されていないので、その点を中心に提案等があればお願いします。

- 子育てと介護が大きなネックになっていますね。介護施設等を裁判員のために一時的に容易に利用できるよう配慮する必要があると思います。
- どのような手当をするにしても各省庁間できちっと検討してもらわないと個々での対応は難しいと思います。
- 国の全体的な動きと併せて、地方レベルでもできることは進めていくという全方位的な取組みが必要だと考えます。例えば民間企業に勤めている場合に、裁判員に参加しやすいような休暇制度を設けていただくなどの働きかけを、これからしていかなければいけないと思っております。トヨタでは、社員が裁判員になった場合の無期限の有給休暇制度をつくりました。これは大企業だからできるといえるかもしれませんが。
- 問題は個人企業の方達ですね。御夫婦で営業をしておられる店で一人が裁判員で出たら、一人になってしまうので配達にも出られないとか、家族の誰かが店を守らなければいけないといった問題はありますが、それは理解してもらうしかないと思います。ただ、その中で介護している方がおられると出られない。その方の介護を検討する必要があります。
- 滋賀県は、大企業と零細企業が多い。製造業では従業員2, 3人ぐらいの会社が下請企業としてやっている。それ以上になると20人ぐらい。中間は少ない。従業員2, 3人のところで一人が裁判員として3, 4日抜けると他に代替がありませんから、有給休暇制度があったとしても、なかなか取りにくいと思います。
- 裁判員になろうという意欲のある人については経済的支援があれば出やすいと思います。
- 心理的な要因は別として、介護の必要な人がいるとか、少ない従業員で苦勞している場合などは何らかの手当が必要だと思います。
- 個人営業の大工とか、タクシー運転手など、自分が働かなければ収入がないような方は大変でしょうね。
- フランスでは、一人で経営している自営業者は参審員の辞退を認めるといった運用がされています。裁判員制度の場合、辞退理由をどこまで認めるのかという制度運用の問題もありますね。
- 経営者の方の理解を深めていくことも、参加していただくためには必要ですね。
- ある程度、会社としての組織が成り立っているところは理解されています。ただ、建設業や営業の人など外で仕事をする人たちは、相手の時間に合わせる事が仕事の基本なので、なかなか難しいと思います。
- これから、経営者に対し裁判員休暇制度の創設などについて積極的に働きかけていく予定です。検事総長が経団連と話し合いに行ったりもしていますが、その点はどうでしょうか。
- 経営者は、自分の会社をどのように守っていけばよいのかと腐心しています。そのた

め、経営に直接関係すること以外は積極的に考えないので、法曹界から説明に行ってもらうのは意味があると思います。

- 検察審査会の場合は、直接経営者の方にお問い合わせすると理解を示してくれる方が多いです。
- 従業員が裁判員としての仕事をするために有給休暇の申請をしたとき、予定日数を全部認めてもらえるのか、一部しか認めてもらえないのか、または全く認めてもらえないのか様々な状況が考えられますが、どちらにせよ経営者の方の理解を深めていく必要があります。